

地方自治法の一部改正法案の概要に関する意見

今般、政府から提示された地方自治法の一部を改正する法律案の概要についての本会の意見は次のとおりである。

1. 今回の改正法案は、地方行財政検討会議における検討を踏まえ、当面早急に改善すべき事項について改正を図ろうとするものと承知しており、その限りにおいて異論はない。
2. ただし、改正事項のうち直接請求における地方税の賦課徴収等の除外規定の削除については、地方行財政検討会議及び総務大臣・地方六団体会合においてたびたび発言したとおり、国民負担の引上げが不可避とされている状況の中、選挙において減税を主張して住民の支持を得ようとする勢力が存する今日において、このような改正を行うことは、住民に対する誤ったメッセージを送ることになるのではないかと危惧するものであり、今回の改正においては慎重に対処すべきものとする。
3. 今回の改正は、当面早急に改善すべき事項についてのものと承知しており、今後、議長への議会招集権の付与をはじめとして本会が要望している諸事項についてもさらに検討を行い、地方自治法の抜本改正に取り組んでいただきたい。

平成23年2月17日

全国市議会議長会

会 長 五 本 幸 正